

「交通工学研究会認定TOP・TOE登録規則」における登録・更新に関する改定について

2011年7月1日付けの「TOP及びTOE登録規則」の改定内容は、概ね以下の諸点にまとめられます。

1. 登録申請書

[改定前]

所属組織を記入した場合には、所属する組織等の代表者又は責任ある立場の者の証明を受けた申請書の提出が必要

[改定後]

所属組織の記入欄を廃止

2. 登録申請時に添付する書類

[改定前]

- (1)住民票の抄本または外国人登録証明書
- (2)登録証用写真
- (3)登録手数料振替払込受付証明書

[改定後]

- (1)住民票の抄本または外国人登録証明書

3. 携帯登録証

[改定前]

登録証とともに交付

[改定後]

廃止

4. 初回の資格登録の有効期間

[改定前]

開始日：登録証の交付日

終了日：(登録証交付日に関わらず)試験合格以降最初の4月1日から4年後の3月31日

[改定後]

開始日：登録証の交付日

終了日：登録証の交付日から4年を超えない最後の3月31日

5. 登録の有効期間満了日までに更新を行わなかった登録者の扱い

[改定前]

登録を抹消

[改定後]

登録簿から抹消されるが、抹消前の登録の有効期間満了日の4年後の3月31日までの期間に限り、登録の更新の申込みを行うことができる。ただし、登録簿からの抹消期間中は、資格登録者を称することはできない。

以上